

# 小山工業高等専門学校キャリア支援室規程

制 定 平成26年4月1日

最終改正 令和2年2月4日

## (趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）総合学生支援センター規則第7条第2項の規定に基づき、本校キャリア支援室（以下「キャリア支援室」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 キャリア支援室は、学生の就職及び進学に関連する事項の検討と方針を決定し、学生に対する適切な指導、助言、援助等及び就職先の開拓を行うことを目的とする。

## (キャリア支援室の業務)

第3条 キャリア支援室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 就職先の開拓に関すること。
- 二 就職指導並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 三 進学指導並びに及び情報の収集及び提供に関すること。
- 四 キャリア教育及び進路支援の企画立案に関すること。
- 五 その他就職・進学に関すること

## (組織)

第4条 キャリア支援室に、次の各号に掲げる室員を置き、校長が指名する。

- 一 教務主事補1名
  - 二 学生主事補1名
  - 三 その他校長が必要と認めた者
- 2 キャリア支援室に室長及び副室長を置き、室員のうちから校長が指名する。
- 3 室長は、キャリア支援室の業務を掌理し、副室長は室長の職務を助け、室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。
- 4 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 キャリア支援室の円滑な運営のため、キャリア支援室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、室長が招集し、その議長となる。
- 3 室長が必要と認めたときは、キャリア支援室以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務)

第6条 キャリア支援室に関する事務は、学生課において処理する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校進路支援室規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。